

令和 3 年 1 2 月 1 日

七飯町長 中 宮 安 一 様

七飯町個人情報保護審査会
会長 永 田 英 利

答 申 書

令和 3 年 1 0 月 1 1 日付け七情防第 5 9 号で貴職から受けた個人情報開示審査請求に関する諮問について、次のとおり答申します。

第 1 審査会の結論

七飯町長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は不当であるため、要介護度に関する一覧表及び平成 2 0 年以降の高額療養費の所得区分に関する個人情報を含む文書を開示すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

令和 3 年 1 0 月 3 日付け個人情報開示審査請求書（以下「個人情報開示審査請求書」という。）によると、令和 2 年 6 月 2 5 日に電話で民生部福祉課介護保険係職員へ〇〇〇〇氏（以下「審査請求人」という。）は審査請求人の母である平成 2 9 年 6 月に死亡した△△△△（以下「故人」という。）の平成 1 2 年以降の要介護度を問い合わせたところ、要介護度が変更となった時点毎に回答していたとのことである。このことについて、当該職員へ確認したところ、問い合わせの記録は残っていないため事実かどうか正確には不明であるものの、同様の問い合わせがあれば請求書が主張している内容の回答をしたと思われるとのことである。

令和 3 年 8 月 2 5 日、電話により××××氏（以下「電話問い合わせ者」という。）より問い合わせが情報防災課にあり、情報管理係長が応対。当初の問い合わせ内容は死者の個人情報（要介護度及び高額療養費所得区分）について相続人が知ることは可能かであった。情報管理係長は福祉課介護保険係長及び住民課医療児童助成係長に確認し、電話による回答は可能と回答した。その際、文書により当該個人情報を求められたため、個人情報開示請求書により請求するよう電話問い合わせ者に伝えた。

なお、令和 3 年 8 月 2 5 日の電話による問い合わせでは電話問い合わせ者から一般論として手続き等について問われていたため、本件で開示請求のあった故人についてであることは不明であった。ただし、個人情報開示審査請求書に同様の記載があるため、電話問い合わせ者は審査請求人の関係者と推察される。

審査請求人は、七飯町個人情報保護条例（平成 1 2 年条例第 1 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、実施機関に対し令和 3 年 8 月 2 7 日付け個人情報開示請求を郵送で行った。請求内容は以下のとおり。

（1）故人の平成 1 2 年以降の要介護度（以下この文書の開示請求を「本件請求 1」という。）

(2) 故人の平成12年以降の高額療養費の所得区分（以下この文書の開示請求を「本件請求2」という。）

2 本件請求1及び本件請求2に対する決定

令和3年9月2日、情報防災課長、情報管理係長、住民課長及び医療児童助成係長による打合せにおいて平成27年度以降の要介護度と高額療養費の所得区分に限り開示する案を協議。その後介護保険係長の承諾を得たため、令和3年9月7日情報管理係長起案決裁により個人情報部分開示及び個人情報不存在について実施機関が決定した。令和3年9月2日の打合せ詳細は以下のとおり。

本件請求1に係る文書としては介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書が考えられ、本件請求1に該当する文書を開示することは可能。ただし、原本送付により不存在のため、介護保険システムから再度出力することでその写しを開示することとなる。なお、一覧となっている文書は存在しない（ただし個人情報開示審査請求書受理後再度確認したところ一覧での出力が可能であることが判明）。

また、介護保険法等の法令により本件請求1に係る文書の保存年限が明確に定められているものは無い。

本件請求2に係る文書としては、北海道後期高齢者医療広域連合の電算システムによる画面印刷で出力するもの以外存在していない。なお、後期高齢者の高額療養費に係る制度が開始された平成20年4月以降のものに限り存在している。それ以前は老人保健制度が適用されており、高額療養費の所得区分については、負担区分管理台帳により管理されていたが、七飯町老人保健取扱規則（平成14年規則第12号）第20条の規定により、負担区分管理台帳の保存期間は5年とされていることから、文書を廃棄したため不存在である。

また、本件請求1に係る文書と同様で個別に本件請求2に係る文書の保存年限が定められている法令等は無い。ただし、参考として平成20年3月以前は七飯町老人保健取扱規則第20条で帳簿の保存期間の定めがあり、受給者台帳及び負担区分管理台帳は5年間保存することとされていた。また、北海道後期高齢者医療広域連合の担当者に医療児童助成係長が本件請求2に係る文書の保存期間を問い合わせたところ、5年程度が妥当ではないかとの回答を得ている。

個人情報を含む文書を開示するにあたり、七飯町公文書管理規則（平成21年規則第19号）を考慮する必要があると判断し、第7条で公文書の種類ごとに保存期間が定められていること及び第9条で保存する公文書の保存期間が満了したときは、当該公文書を遅滞なく廃棄しなければならないことを確認した。なお、七飯町公文書管理規則における公文書は第2条定義により電磁的記録も含まれる。本件請求1及び本件請求2に係る文書は七飯町公文書管理規則別表中の第3種における「5認可、許可又は契約に関するもの」又は「6原簿、台帳」に該当すると判断した。

以上を踏まえ、平成27年度以降の要介護度と高額療養費の所得区分に限り開示し、平成26年度以前の要介護度と高額療養費の所得区分については文書の保存期間経過のため不存在とする案を決定した。

実施機関は、上記の案のとおり決定し、令和3年9月9日付け七情防第42号個人情報部分開示決定通知書（以下「部分開示決定」という。）及び同日付け七情防第43号個人情報不存在通知書（以下「不存在通知」）により審査請求人に対し通知した。

なお、部分開示決定に係る開示文書は令和3年9月13日に開示に係る費用の納付が確認できたため、令和3年9月14日に郵送した。

3 審査請求

審査請求人は、令和3年10月3日付け個人情報開示審査請求書により、不存在通知が不服であるとして実施機関に対し審査請求を行った。

4 当審査会への諮問

実施機関は、条例第34条第1項の規定により令和3年10月11日付け七情防第59号個人情報開示審査請求に関する諮問書により七飯町個人情報保護審査会会長あてに諮問した。また、同日付け七情防第60号個人情報開示審査請求に関する諮問通知書により審査請求人に対し、条例第34条第2項の規定により諮問したことを通知した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

不存在通知を取り消し、開示を求める。また、本件請求1及び本件請求2に係る一覧となった文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の要旨は、以下のとおりである。

- (1) 電話での問い合わせで回答が可能であるなら文書でも開示できるはずである
- (2) 一覧となった文書があるはずで、開示を求める

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、口頭で主張する部分開示決定及び不存在通知に係る根拠は「第2 審査請求に至る経過」記載のとおりであった。ただし、審査請求に係る対応として実施機関から以下の説明があった。

まず本件請求1について、審査請求において一覧となった文書の開示を求められており、部分開示決定及び不存在通知の時点で存在しないと思われた本件請求1に係る一覧となった文書は介護保険システムから出力可能である。また、個人情報開示審査請求書では「一覧」という記載が無く、本件請求1に係る文書としては介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書が妥当であると判断したが、審査請求において一覧となった文書の開示を求められており、要介護度等一覧の開示が可能である。要介護度等一覧は要介護度等の認定がある度に更新されるものであり、文書の保存年限を鑑みても開示するにあたって問題はない。

次に本件請求2について、平成20年以降の電子データは現存しており、部分開示決定により開示した北海道後期高齢者医療広域連合の電算システムによる画面印刷で出力するものを開示することは可能である。ただし、一覧となった文書は再度精査したが存在しない。

第5 審査会の判断

1 本件請求1について

実施機関の説明により、要介護度等一覧が開示可能ということであり、開示すべきである。

2 本件請求2について

実施機関の説明により、平成20年以降の電子データは現存しており北海道後期高齢者医療広域連合の電算システムによる画面印刷で出力するものは開示可能ということであり、開示すべきである。ただし、平成20年以降の電子データのうち5年を経過したものについては、七飯町公文書管理規則第9条で保存する公文書の保存期間が満了したときは、当該公文書を遅滞なく廃棄しなければならないとされていることから、実施機関は当該データを削除していなければならない可能性がある。しかし、電子データの個人情報の取り扱いについては、実態を考慮し、七飯町公文書管理規則の改正も含めた検討を実施機関に求める。

3 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

参考

答申に関与した委員

永 田 英 利	七飯町個人情報保護審査会会長
関 口 文 雄	七飯町個人情報保護審査会副会長
甕 正 治	七飯町個人情報保護審査会委員